

公益財団法人全日本柔道連盟 アンチ・ドーピング規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「本連盟」という。）の定款56条に基づき、アンチ・ドーピング及びこれに関連する活動に関し必要な事項を定める。

(ドーピングの禁止)

第2条 本連盟は競技者の健康を保持するとともに、柔道競技の公正性及び誠実性を確保するため、ドーピングを禁止する。

2. 本連盟は、前項の目的達成のため、本規程に従い、ドーピング検査を実施する権限を有する機関による検査、結果管理、その他のアンチ・ドーピング活動に協力すると共に本連盟における啓発、教育活動を行う。

(適用対象者)

第3条 本規程は、以下の者、団体（以下、「対象者」という。）に対して適用される。

- (1) 本連盟及びその役職員並びに委員会委員等の関係者
 - (2) 競技者
 - (3) サポートスタッフ
 - (4) 本連盟の権限下にあるその他の者
 - (5) 加盟団体、構成団体（その下部組織を含む）
2. 対象者は、第4条に定めるアンチ・ドーピング規則、本規程又は本連盟の関連規程に違反した場合には、適用される規程に従い、制裁その他必要な措置の対象となる。

(アンチ・ドーピング規則)

第4条 前条に定める対象者は、世界アンチ・ドーピング機構（以下、「WADA」という。）が定める **World Anti-Doping Code**（以下、「世界規程」という。）及びその国際基準（以下、「国際基準」という。）、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）が定める日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）、並びに国際柔道連盟（以下、「IJF」という。）が定める **IJF Anti-Doping Rules**（以下、「IJF 規程」という。）（以下、総称して「アンチ・ドーピング規則」という。）を遵守する義務を負う。

(JADA との連携・協力)

第5条 本連盟は、第2条の目的を達成するため、JADA に加盟すると共に、JADA が行うアンチ・ドーピング活動について連携、協力、支援するとともに、アンチ・ドーピング規則に基づき本連盟に課される義務を履行する責任を負う。

(一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構との連携・協力)

第6条 本連盟は、日本規程に基づく一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構(以下、「J-Fairness」という。)の権限と責務を尊重し、J-Fairness 及び JADA と連携、協力しドーピング検査体制の中立性、独立性及び公正性の確保に努める。

(役割と責務)

第7条 本連盟は以下の義務及び責務を負う。

- (1) 日本規程第22条及びIJF規程第18条に定める役割と責務
- (2) IJF から世界規程第20条3項に基づき求められた事項を履行する責務
- (3) 教育に関する国際基準に基づき、競技者及びサポートスタッフその他関係者に対する教育実施のための教育計画策定、実施、モニタリング、評価、改善する責務

(競技者の役割と責務)

第8条 競技者は、日本規程第24条及びIJF規程第20条に定める役割と責務を負う。

(サポートスタッフの役割と責務)

第9条 サポートスタッフは、日本規程第25条及びIJF規程第21条に定める役割と責務を負う。

(相互承認)

第10条 本連盟は、世界規程に整合し、かつ署名当事者(世界規程に署名し、世界規程を遵守することに同意した機関。以下同じ)の権限内で行われる検査、暫定的資格停止、結果管理、聴聞、制裁その他の最終的な決定を承認する。

2. 本連盟は、世界規程の署名当事者でない機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則及び手続きが世界規程に適合していると認められる場合には、これを承認する。

(本連盟が課す制裁及び処分)

第11条 アンチ・ドーピング規則違反と判定された対象者は、日本アンチ・ドーピング規律パネルその他の権限を有する機関の決定に従い制裁が課される。

2. 前項に加え、本連盟倫理・懲戒規程に基づいて本連盟は、対象者を処分することができる。
3. 前項の処分の決定において、本連盟は、アンチ・ドーピング機関によって過去に課されたあらゆる制裁措置を考慮する。

(結果管理手続、決定の効力)

第12条 アンチ・ドーピング規則違反が問われるすべての事案は、当該事案を管轄する結果管理管轄機関の手続により処理される。

2. 前項の手続きによる決定は本連盟（加盟団体、構成団体および下部組織を含む）を拘束する。
3. 第1項の手続きによる決定内容の履行を確保するため、本連盟は必要な措置を講ずるものとする。

（通知）

第13条 本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、本連盟はその詳細を以下に対して送付する。

- （1）IJF
- （2）世界規程第14条1項、日本規程第14条1項及びIJF規程第14条1項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- （3）関係する加盟団体、構成団体
- （4）法令又は本連盟の関連規程に基づき、本連盟が通知を必要と判断したその他の者又は組織

（不服申立て）

第14条 日本規程第12条に基づいてJADAが本連盟に課す制裁処分については、同規程第13条に基づき、本連盟は日本スポーツ仲裁機構（以下、「JSAA」という。）に対して不服申立てをすることができ、JSAAの決定に対しては、スポーツ仲裁裁判所（以下、「CAS」という。）に対して不服申し立てをすることができる。

2. IJF規程第12条に基づいてIJFが本連盟に課す制裁処分については、同規程第13条に基づき、本連盟はCASに対して不服申立てをすることができる。
3. その他権限を有する機関が世界規程、日本規程、IJF規程又はこれらに整合する規程に基づいて本連盟に課す制裁処分については、当該機関の規程に従い、本連盟は、可能な場合には、適切な不服申立機関に対して不服申立てを行うものとする。

（他の署名当事者等の決定の拘束力）

第15条 本連盟は、署名当事者であるアンチ・ドーピング機関、不服申立機関、CASの行った決定は、JADA及び本連盟に対して自動的に拘束力を有することを認め、これに従うものとする。

2. 本連盟は、世界規程の署名当事者でない機関が行った決定であっても、当該機関が世界規程及び国際基準に適合した規則に従って行われたものである場合は、本連盟に対して拘束力を有することを認め、これに従うものとする。

（活動評価）

第16条 本連盟は、JADA その他権限を有する機関が行う本連盟の活動についての評価を応諾し、資料提供等を行うものとする。

2. 本連盟は、前項の活動評価の結果において改善が必要とされた事項について、関係機関と連携し、その改善に努めるものとする。

(解釈)

第17条 本規程において使用される用語は、世界規程及びその国際基準、日本規程、IJF規程に従って解釈されるものとする。

2. 本規程は前項に示された各規程、国際基準の趣旨に整合するよう解釈するものとし、解釈における矛盾が生じた場合は、世界規程及びその国際基準、日本規程、IJF規程が本規程に優先する。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. 本規程は、平成22（2010）年3月11日から施行する。
2. 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24（2012）年4月1日）から施行する。
3. 本規程は、令和8（2026）年6月4日から「公益財団法人全日本柔道連盟アンチ・ドーピング規程」に改正して施行する。